

○財務省告示第三十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年一月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（五年）（第一百十六回）

二 発行の根拠

の法律及びその  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百

一号）第二條第一項及び第四條

第一項並びに特別会計に関する

法律（平成十九年法律第二十三

号）第四十六條第一項、第四十

七條及び第六十二條第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

三 振替法の適

用等

四 発行方法



七		ハ		ロ	
ロ	イ				ロ
札	非	入	価	争	札
発	競	札	格	入	非
行	争	発	競	札	競
入	入	行	争	発	争
額	額	額	額	額	入
百	二	円	二	百	条
円	十	兆	兆	九	第
	七	四	四	十	一
	億	千	千	五	項
	三	七	七	億	の
	千	百	百	円	規
	五	六	六		定
	百	十	十		に
	七	三	三		基
	万	億	億		づ
	九	六	六		き
	千	千	千		発
	二	九	九		行
		万	万		し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規
					定
					に
					基
					づ
					き
					発
					行
					し
					た
					利
					付
					の
					規



十九 十八 十七 十六 十五  
 入 払 元 償 償 後 第  
 札 場 利 還 還 の 二  
 参 所 金 金 期 利 期  
 加 支 支 額 限 子 以

十四  
 初 期 利 子

財務大臣から通知を受けた者  
 日本銀行  
 額 平 日 毎  
 成 利 て を 年  
 三 子 、 を 六  
 十 支 の そ 月  
 年 払 の そ 二  
 十 日 以 十  
 二 前 日 日  
 月 六 各 及  
 二 月 月 支 十  
 十 間 払 二  
 日 に 期 月  
 属 にお

額面金額  $\times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$   
 規定する期日について同じ。  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う（以  
 下、次号及び第十六号において  
 期とし、次の算式により算出し  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 平成二十六年六月二十日を支払  
 額）を控除することができる。  
 ける所得税の税率を乗じた金  
 住者又は外国法人が適用を受  
 より算出した金額に該非居  
 る場合には、前記(一)の算式に  
 が非居住者又は外国法人であ  
 を発行時において取得する者  
 じた金額（おいたし、当該債  
 額に百分の二十・三・五を乗  
 より算出した金額から該金  
 についで、前記(一)の算式に  
 座に記載又は記録されるもの  
 ものとして振替口座簿中の口  
 係る所得税が源泉徴収される  
 (二) 発行時において、その利子に

二十

者

込期日

平成二十六年一月二十三日